

徳島県告示第三百十三号

徳島県公印規程（昭和二十九年徳島県訓令第二百二十七号）第六条第六項の規定により、令和六年四月一日次の専用公印を新調した。

令和六年六月二十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

センター等の名称

知事印

知事職務代理者印

一 徳島県南部こども女性相談センター



二 徳島県西部こども女性相談センター

